



平成27年6月29日

各位

会社名 株式会社クラウドワークス
住所 東京都渋谷区神南一丁目18番2号
代表者名 代表取締役社長 吉田浩一郎
(コード番号: 3900)
問い合わせ先 取締役 佐々木翔平
TEL. 03-6427-8187

**株式会社サイバーエージェントへの第三者割当による新株式の発行、
及びターゲット・イシュー・プログラム（「TIP」）による新株予約権の発行に係る
払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成27年6月11日開催の取締役会において決議いたしました、株式会社サイバーエージェント（以下「サイバーエージェント」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当による株式会社クラウドワークス第4回乃至第6回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、平成27年6月29日に、新株式の発行価額（499,964,100円）及び第4回乃至第6回新株予約権に係る発行価額の総額（1,405,000円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成27年6月11日付けプレスリリース「株式会社サイバーエージェントへの第三者割当による新株式の発行、及びターゲット・イシュー・プログラム（「TIP」）による新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 第三者割当による新株式発行価額の払込完了について

<本新株式発行の概要>

(1) 払込期日	平成27年6月29日
(2) 発行新株式数	普通株式 454,100株
(3) 発行価額	1株当たり 1,101円
(4) 発行価額の総額	499,964,100円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(6) 割当先	株式会社サイバーエージェント

2. 第三者割当による新株予約権発行価額の払込完了について

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	平成27年6月29日
(2) 発行新株予約権数	1,500,000個 第4回新株予約権 600,000個 第5回新株予約権 500,000個 第6回新株予約権 400,000個
(3) 発行価額	総額 1,405,000円（第4回新株予約権1個当たり1.4円、第5回新株

	予約権 1 個当たり 0.65 円、第 6 回新株予約権 1 個当たり 0.6 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>1,500,000株（新株予約権1個につき1株）</p> <p>第4回新株予約権：600,000株</p> <p>第5回新株予約権：500,000株</p> <p>第6回新株予約権：400,000株</p> <p>第6回新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載の通り行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。</p> <p>下限行使価額は2,100円ですが、下限行使価額においても、第6回新株予約権に係る潜在株式数は、400,000株です。</p>
(5) 調達資金の額	2,515,155,000円
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額</p> <p>第4回新株予約権 1,300円</p> <p>第5回新株予約権 1,800円</p> <p>第6回新株予約権 2,100円</p> <p>第4回及び第5回新株予約権に関して、行使価額の修正は行いません。</p> <p>第6回新株予約権に関して、当社は平成27年12月29日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者に通知（以下「行使価額修正通知」といいます。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」といいます。）の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り下げた額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（当初2,100円とし、第6回新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。）を下回ることはありません。下限行使価額は、第6回新株予約権の当初行使価額と同額に設定されていますので、行使価額の修正は、修正後の行使価額が当初行使価額以上となる修正しか行えません。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができません。</p> <p>①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合</p> <p>②前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合</p> <p>③行使許可期間が経過していない場合</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当先	ドイツ銀行ロンドン支店

【ご参考】

※行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を3パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です（下表の通り）。これは、将来の株価上昇を見越し、3パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。またドイツ銀行ロンドン支店の権利行使に関しては、当社の行使許可なくして行使できない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数及び一定期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら判断致します。なお、当社は、行使許可を行った場合、その都度開示を行います。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、行使期間中に株価がターゲット価格を大幅に上回って上昇した場合、行使価額の修正により新株予約権の行使による資金調達額の増加が見込めることを想定し、当社は、第6回新株予約権に関して、行使価額の上方修正に関する選択権を保有しております。ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」の特徴は、行使価額修正選択権が付された第6回新株予約権に関しても、当社の選択により行使価額が修正された後も修正後の価額で行使価額が固定されること、すなわちいわゆるMoving Strike Price（当社の株価に連動して日々行使価額が変動すること）にならないことです。また、第6回新株予約権を含め、本新株予約権のいずれについても当社が行使価額を修正する頻度は6ヶ月に1度未満であることから、取引所の定める「有価証券上場規程」第410条第1項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2条第2号の定める「MSCB等」には該当しません。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行数	600,000個	500,000個	400,000個
発行価額の総額	840,000円	325,000円	240,000円
発行価額	1.4円	0.65円	0.6円
行使価額	1,300円	1,800円	2,100円
「行使価額の修正」の項目	無	無	有
行使期間	2年間	2年間	2年間
行使許可条項	有	有	有

以上